

昭和六十一年十二月二十日提出
質問 第三一 号

蚕糸行政ならびに商品取引業界に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年十二月二十日

提出者 草川昭三

衆議院議長 原 健三郎 殿

蚕糸行政ならびに商品取引業界に関する質問主意書

私は、昭和六十一年十一月二十一日「蚕糸価格政策に関する質問主意書」を提出したが、政府の答弁は私の問題提起に対し、その本質をすり替えたものであつたことは誠に遺憾である。そこでとりあえず次の質問をする。

一 昭和六十一年十二月十八日付の時事通信の報道によると、「農林水産省農蚕園芸局の幹部は、十八日、生糸定期市場が暴落していることに関連して「重大な関心を持つて市場の動向を監視している。製糸業界が納会で一万二〇〇〇円で現受けすることに変わりがなし、あらゆる手段を用いても安定基準価格を維持させる」と言明した。さらに同幹部は市場で流された蚕糖事業団の来年一月以降の買い入れ継続が不可能、との予想について「そのようなことは全くない。来年の三月までは三万俵の枠で買い続けるものであり、これで十分と考えている。四月

以降は新事業年度の枠になり余裕をもつて買い入れることができる」として「市場のうわさは制度に対する挑戦と受け止めている」と強い口調でこれを否定した。」とある。

蚕糸砂糖類価格安定事業団は、保管生糸のためすでに千九百五十二億円の長期借入金と四百七十五億円の欠損金をかかえているが、この報道が事実とすれば更にこれが増大することになり、先の会計検査院の指摘にも反することになる。

財政再建の折からどのように考えるのか、財政当局をはじめ関係省庁の見解を明らかにされたい。

二 私「商品取引業界に投じられた豊田商事資金に関する質問主意書」に対する答弁書によると、「三及び四について（前半略）三社については、商品取引に対する信頼を確保する観点から厳正に対処するよう商品取引所を指導してまいりたい」としているが、その後、農林水産省は取引所に対しどのような指導をしたのか、具体的に説明されたい。

また、「信頼を確保する観点から厳正に対処する」としているが、いつ行うのか具体的に明らかにされたい。

右質問する。